

川崎市交通局規程第16号

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程（昭和57年交通局規程第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号中「職員の」を「自動車等の使用距離の」に、「同法」を「育児休業法」に、「乗じて得た額」を「乗じて得た額を減じた額」に改め、同号ア中「自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員」を「片道5キロメートル未満」に改め、同号イからシまでの規定中「使用距離が」及び「である職員」を削り、同号ス中「使用距離が片道60キロメートル以上である職員」を「片道60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、同号に次のように加える。

セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円

ナ 片道100キロメートル以上 66,400円

第3条第1項第3号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第4号中「2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては」を「交通機関等が2以上ある場合においては」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(4) その他局長が特に必要と認める場合

第10条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「期間（以下この条」の次に「、第11条の2第2項第2号」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 第1項に規定する第4項に規定する通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第3条第1項第5号に掲げる職員に係るものを除く。）及び第3条第1項第2号に定める額（同項第4号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第11条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、第1項に規定する第4項に定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第11条の2第1項第3号中「月又は」を「月若しくは」に改め、同条第2項第1号中「運賃等相当額等（第3条第1項第3号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）」を「通勤手当算出基礎額」に、「55,000円」を「150,000円」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関

等についての払戻金相当額の合計額及び局長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第11条の2第3項中「あるときは、」の次に「局長の定めるところにより」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。